

# 長浜市図書館基本計画 (第2期)

～本と人、人と人がつながる 学びと交流の拠点～

令和3年12月  
長浜市

## 目 次

はじめに	.....	1
第1章 計画の位置づけ	.....	2
第2章 長浜市立図書館をとりまく状況	.....	3
1. 社会的背景	.....	3
2. 図書館協議会答申	.....	5
第3章 長浜市立図書館の現状	.....	7
1. 市内6館と北部3図書室の現状	.....	7
2. 第1期計画の検証	.....	9
3. 長浜図書館移転に伴う利用動向調査の考察	.....	11
第4章 基本的な考え方	.....	13
1. 基本理念	.....	13
2. 基本方針(めざす姿)	.....	13
3. 基本目標	.....	14
4. 重点目標	.....	15
第5章 基本目標の達成に向けた取組	.....	16
目標1 市民の役に立つ図書館	.....	16
目標2 だれもが利用できる図書館	.....	18
目標3 子どもが本と親しめる図書館	.....	21
目標4 まちの魅力を発信し、地域の文化的な拠点となる図書館	.....	23
目標5 市民とともにつくる図書館	.....	24
第6章 重点目標の達成に向けた取組	.....	25
1. 市民の身近に図書館サービスがある体制づくり	.....	25
2. 全体規模と各図書館の役割の見直し	.....	27
3. 質の高い図書館サービスの継続的な提供	.....	30
第7章 成果指標の設定と評価	.....	32
資料	.....	33

## はじめに

---

私たちを取り巻く社会環境は、かつてないスピードで変化しています。ICT<sup>(注1)</sup>は生活に浸透しつつあり、仕事や学びのスタイルが大きく変わろうとしています。また、全国的に人口減少と高齢化が急速に進み、これまで経験したことのない超高齢社会を迎えています。本市もまた例外ではありません。これらに伴って、行政へのニーズは多様化・複雑化しています。そうした中において、人生100年時代を迎え、生涯にわたる学びを支える拠点として、図書館に大きな期待が寄せられています。

このような中、本市では、平成27年(2015年)3月に策定した「長浜市図書館基本計画」に基づき、長期的な視点をもって、計画的に図書館サービスを提供する基盤を整備してきました。そして、第2期の長浜市図書館基本計画を策定中に新型コロナウイルス感染症(COVID19)が世界中に感染拡大し、本市立図書館も約1か月間の臨時休館を余儀なくされました。しかし、このことは、図書館の使命とは何かを改めて見つめ直すきっかけとなりました。あわせて、いつでも誰にでも図書館サービスを提供し続けるために、日頃から体制を整えておくことの重要性を痛感しました。そしてまた、なるべく人と接しない生活が教えてくれたのは、人と人の触れあいの大切さでもありました。今後、新たな技術やデータの活用によってデジタル化が進み、手続きが簡便で手軽になっても、本と人をつなぎ、その先に人と人をつなぎ、長浜らしい「ひと」のぬくもりが感じられる図書館であり続けたいという思いを新たにしました。

本市総合計画が掲げるめざすまちの姿「新たな感性を生かし、みんなで未来を創るまち長浜」の実現に向け、将来にわたって図書館がまちづくりの一端を担い、市民に愛され市民とともに成長し続けるために、現計画に引き続き、第2期の長浜市図書館基本計画を策定し、本市の図書館としてめざす姿を明確にし、目標に向かって計画的に取組を進めます。

---

(注1) ICT: Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を活用したコミュニケーションを指す。パソコンだけでなくスマートフォンなどさまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。

# 第1章 計画の位置づけ

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、長浜市図書館基本計画を平成27年(2015年)3月に策定し、図書館施策を推進してきました。現計画に続く第2期では、基本的な考え方は継承しつつ、市全体の方向性や社会情勢の変化等を踏まえながら、本市がめざす図書館の姿を明らかにするとともに、その実現に向けて今後取り組むべき施策を進めるための方針とします。

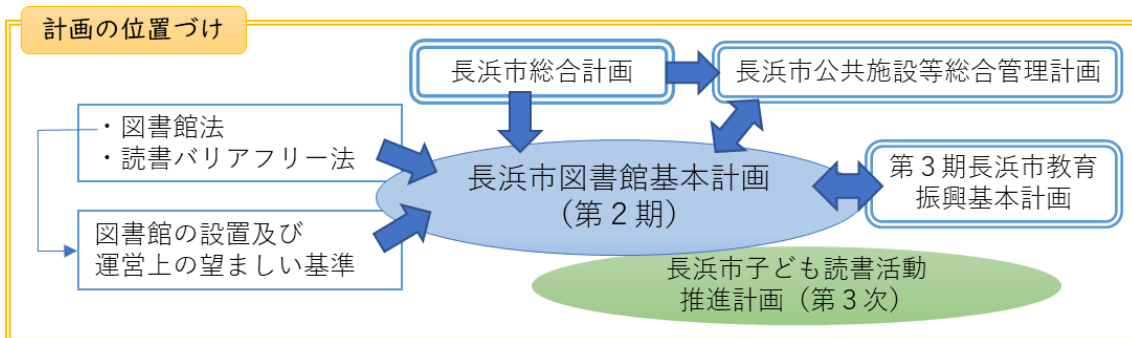
## 2. 計画の期間

本計画の期間は、令和4年(2022年)1月から令和9年(2027年)3月までのおよそ5か年とします。

## 3. 計画の位置づけ

本市の最上位計画である「長浜市総合計画」(平成28(2016)～令和8年度(2026年度))における施策別分野計画として位置づけます。

本市総合計画では、図書館は市民の役に立ち、誰もが利用でき信頼を寄せる図書館を目指してサービスの充実に取り組み、市内の6つの図書館と北部3図書室を、中央図書館(注2)を要とした図書館体制とし、図書館サービスを市内全域に届けられるよう整備することとしています。



(注2) 中央図書館:複数の図書館のセンター的役割を担う図書館。

## 第2章 長浜市立図書館をとりまく状況

### 1. 社会的背景

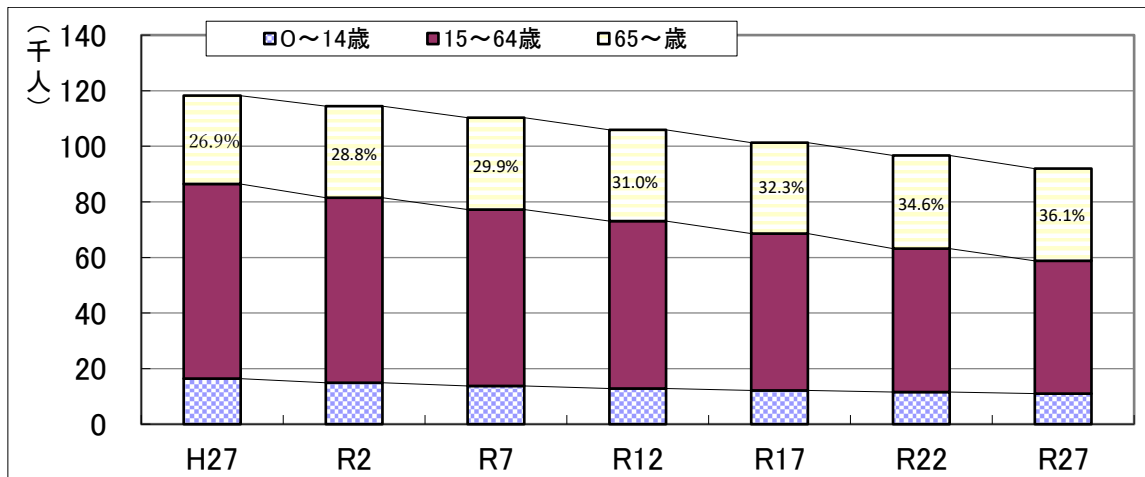
#### (1) 人口減少・少子高齢化の進行

日本は、平成8年(2008年)をピークに人口減少へと転じ、令和7年(2025年)頃には高齢者人口は3,500万人に達する(4人に1人が75歳以上)と推計されています。

令和3年(2021年)4月1日時点での本市の総人口は116,444人で、うち15歳未満の年少人口は15,089人、65歳以上の老年人口は33,237人となっています。本市においても、少子・高齢化の進行とともに、若年世代を中心とした都市部への流出や、市北部地域から市南部地域へ、また、市南部地域から市外へと人口の流出が続いています。

平成27年(2015年)国勢調査に基づく本市の人口推計では、令和7年(2025年)の総人口は110,246人で、15歳未満の年少人口は13,759人、65歳以上人口の老年人口は32,961人となっており、深刻な人口減少・少子高齢化の傾向はその後も続くことが予測されています。

#### ●年齢別将来推計人口【長浜市統計書(令和元年(2019年)度版)より】



(推計方法:国立社会保障・人口問題研究所推計に準拠)

急速な人口減少、少子高齢化が進む中、「人生100年時代」といわれるようになり、誰もが生涯を通じて学び続け、その成果を生かして活躍できる社会をつくることが重要と考えられています。また、子育て世代、しょうがいのある人や高齢者など誰もが生き生きと生活できるよう、すべてのライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが大切です。

## (2) グローバル化の進展と持続可能な開発目標

本市における外国人数は増加しており、多文化共生に向けた取組がより重要なものになっています。平成27年(2015年)の国連サミットで、2030年までの国際目標として、貧困、飢餓、教育、雇用、環境など17のゴール、169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。特に教育については、「すべての人々への包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進すること」が求められています。

## (3) デジタル化の急速な進展、読書環境の変化

近年、インターネットの普及に加えスマートフォンやタブレット、それらを活用したSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の利用が著しく進んでいます。また、コロナ禍を発端とする「新しい生活様式」の中で、電子によるキャッシュレス化やテレワークの普及などデジタル化が急速に進んでいます。電子書籍の利用も進む中、音声読み上げや文字拡大機能を有するソフトウェア等を利用することにより、通常の活字での読書が困難な方への読書支援として有用になりうることから、その普及が求められています。

## (4) 「読書バリアフリー法」の制定

しょうがいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするため、令和元年(2019年)6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が施行されました。「読書バリアフリー法」が目指す社会を実現することにより、読書することをあきらめていた人、別の方法で読書することを知らなかった人にとって、新たな読書スタイルを確立することができます。そして、国内・海外のアクセシブル<sup>(注5)</sup>な図書が利用できることで、生活の質を上げ、社会参加につながると期待されます。この法律に基づき、文部科学省及び厚生労働省において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)を令和2年(2020年)7月に策定しています。県をはじめ地方公共団体においても関係部局と連携を図り、基本計画の策定に努めることとしています。

このような変化の時代にあってもこそ図書館の果たす役割は何か、本市における持続可能な図書館サービスのあり方について、改めて見つめ直す必要があるといえます。

## 2. 図書館協議会答申

平成27年(2015年)3月に策定した「長浜市図書館基本計画」(以下、「第1期計画」という。)に基づき、長浜図書館を中央図書館と位置づけた図書館運営を進めていくうえで、地域に根差した図書館サービスが今後さらに市民に広く利用され、知の拠点としての役割を果たすために、図書館が取り組むべき課題は何かを図書館協議会に諮問し、平成30年(2018年)12月「中央図書館を要とした新たな長浜市立図書館のあり方について」答申を受けました。

答申では長浜市のめざす新しい図書館像として、次の5つが提示されました。

- (1) これからの生涯学習時代にあわせて、市民自身がより豊かな「育ち」を実感し、日常の「暮らし」をより多いものとするよう図書館はさまざまな情報を提供できる機関であること。
- (2) 図書館利用が困難な居住地域、とくに長浜地区から離れた北部旧3町の市民も、中央図書館を要とした新しい図書館システムやサービスが実感できる条件が整備されること。
- (3) これまで既存6図書館が連携・協力して行ってきた資料提供(貸出)を中心としたサービスだけでなく、長浜図書館を中央図書館と位置づけることで、市民の日常生活や仕事に役立つ資料、生活の中で起こるさまざまな課題を解決するための資料、市民が地域の中で活動するための参考となる資料等を、中央図書館が積極的に収集し、地域の図書館を窓口として必要なときに利用できる仕組みをつくり、市民の知的好奇心の満足度の向上を図ること。
- (4) 中央図書館は、貸出を中心とした直接サービスだけでなく、複合施設であるメリットを生かして、市民活動に役立つ資料・情報の提供と、あわせて、発表の機会や「場」を積極的に提供し、市内でさまざまな活動を行っている市民グループや個人の新たな出会いの「場」を積極的に支援することで、中央図書館が長浜市の文化的な拠点施設となること。
- (5) 中央図書館は地域の資料や情報を積極的に収集・保存し、郷土の財産として次代に伝えていく役割を果たすとともに、地域の資料を市民に積極的に提供、さらにそれらの情報を市民と協働して活用することをめざすこと。

そして、この新しい図書館像を実現するために、

- (1) 図書館サービス拠点の再編
- (2) 各施設の役割、施設間の相互関係を明確化することの必要性があげられました。

さらに、北部3図書室の運営課題やあり方についても触れ、北部地域の住民がより図書館サービスを実感できるような見直しも指摘されました。

いずれにしても、市内6図書館と北部3図書室だけでは、すべての市民に等しく図書館サービスを行きわたらせることは困難であり、「移動図書館サービス」導入の是非を加えて、さらに効果的な図書館システムの再編を検討することが必要であると結んでいます。

- 
- (注5) アクセシブル: 近寄りやすいさま。利用しやすいさま。高齢であったりしょうがいを抱えていたりといった身体的能力の差異を抱える人だけでなく、いかなる能力や環境にかかわらず、サービスやコンテンツを利用できるようにすること。
- (注6) 図書館協議会: 図書館法で「置くことができる」とされ、図書館の管理運営に関し図書館長の諮問に応じ、また図書館のおこなう奉仕活動に対して意見を述べる機関で、本市では「長浜市図書館条例」により設置している。



## 第3章 長浜市立図書館の現状

### 1. 市内 6 図書館と北部 3 図書室の現状

朝日町にあった旧長浜図書館は、湖北地域では最も早く昭和58年(1983年)に開館し、その10年後、旧高月町に町立図書館が開館、続けて旧4町(浅井・虎姫・びわ・湖北)に町立図書館の設置が進みました。

市町合併後は、各館が地域に根ざした運営を大切にしながらも、6館のサービスを統一し事務を集約することで、効果的にサービスを向上することと運営の効率化に努めてきました。

公立図書館のなかった、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町の各地区では、平成23年(2011年)から、まちづくりセンター(注3)等図書室をサービスポイント(注4)とし、図書館サービスの一部を提供できるよう、図書館と図書室の連携を開始しました。

平成26年(2014年)5月に策定された「長浜市役所本庁跡地等利活用基本方針」により、図書館を含む複合施設の建設の方針が示され、令和元年(2019年)12月に、旧市役所跡地に複合施設の一部として、長浜図書館が移転開館しました。

移転にあわせ、これまでの6館並列体制から、長浜図書館に中央図書館機能を持たせ、資料と職員を集約し、中央図書館を要とする体制へと転換しました。図書館間の資料配送便を増便するなど、中央図書館の資料や情報が迅速に市内全域に行き渡るようにしています。

令和元年(2019年)度の実績は、市全体で約99万冊の蔵書を所有し、登録者は約5万2千人、移転に伴う長浜図書館の臨時休館や新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館がありました。実利用者数は約1万4千人、個人貸出は約87万4千冊等となっています。



旧市町地域の図書館および図書室の位置

各館の建築年・規模等（令和2年3月末現在）

館・室	建築年	形状	床面積 (㎡)	開架面積 (㎡)	蔵書冊数(図書のみ) (万冊)		
					開架	閉架	合計
長浜	令和 元年	複合	2,116	1,646	16.2	13.4	29.6
浅井	平成 6年	単独	2,033	936	8.2	5.5	13.7
びわ	平成11年	単独	1,723	1,254	11.2	5.9	17.1
虎姫	平成 8年	複合	1,023	352	5.1	2.9	8.0
湖北	平成13年	複合	555	499	5.9	2.7	8.6
高月	平成 4年	単独	1,734	584	9.4	7.9	17.3
木之本	昭和55年	複合	73	73	1.2	—	1.2
余呉	平成10年	複合	489	489	2.7	—	2.7
西浅井	昭和63年	複合	95	81	1.2	—	1.2

令和元年度サービス実績（令和2年3月末現在）

	登録者数(人)	貸出冊数(冊)	貸出人数(人)	予約リクエスト数(件)
合計	51,898	873,970	94,723	150,189
長浜		129,675	28,071	111,171
浅井		75,999	13,974	7,598
びわ		146,032	19,869	13,769
虎姫		29,088	5,754	3,542
湖北		42,036	7,721	3,327
高月		113,264	17,464	10,100
木之本		1,210	366	56
余呉		3,762	1,084	475
西浅井		2,506	420	151

(注3) まちづくりセンター：地域における市民主体の特色あるまちづくりの拠点。

(注4) サービスポイント：図書館以外で図書館の本を借りたり返却したりするなど図書館サービスを受けることができる場所。

## 2. 第1期計画(平成27年(2015年)3月策定)の検証

計画期間:平成27年(2015年)4月~令和3年(2021年)12月

〔当初平成31年度末までの5年計画であったが、長浜図書館移転前後の利用動向調査の実施のため、令和3年12月まで延長した。〕

### 2-1. 主な成果

#### (1) 図書館のない北部地域にも、サービスを拡充しました。

第1期計画の重点目標の一つとして、「均衡あるサービスの提供」を掲げていました。特に、これまで図書館のなかった北部地域へのサービス拡充は喫緊の課題でした。この課題を解消するため、木之本まちづくりセンター、余呉文化ホール、西浅井まちづくりセンターの協力のもと、平成23年度から、各図書室に図書館コンピュータシステムの端末を設置し、資料の貸出・返却・予約本の受け取りなどができるサービスポイントとしました。資料配送便を定期的に運行することで、市内すべての図書館の資料が受け取り可能となり、年々、利用者数が増加しました。

#### (2) 長浜図書館の中央図書館化を進めて資料や職員を集中させ、効率的な図書館運営を実現しました。

第1期計画では、「中央図書館を要とした体制への転換」をもう一つの重点目標として掲げていました。図書館サービスをより効果的に提供するために、これまで並列であった6図書館の体制を見直し、長浜図書館の移転を機に中央図書館と地域館の体制に再編しました。中央図書館である長浜図書館は、全館の管理運営とサービスを統括し、これまで各館で行っていた庶務を一元管理することで、事務の効率化を進めることができました。地域館では、地域住民がより身近に図書館サービスを受けられるようカウンター業務を強化すると同時に、中央図書館の資料や情報を迅速に手渡す窓口としての役割を担うこととしました。

#### (3) 毎年度、進捗状況の評価と公表を行いました。

第1期計画では、実施プランを策定し、めざす姿の実現に向けた施策の取組状況について、毎年度評価を行いました。職員による自己評価に加え、図書館協議会による外部評価も行いました。このことにより、計画的に目標達成に向かうと同時に、次年度事業に成果や反省を生かすことができました。

## 2-2. 主な課題

### (1) 全域サービスが可能になりましたが、網羅しているとはいえません。

北部地域では、サービスポイントの設置開始から数年は右肩上がりで利用が増加していましたが、ここ数年は横ばいもしくは微増で、くり返し利用される利用者の固定化が進んでおり、実利用者が広がっていないのが実情です。また、北部地域に限らず、元々図書館のあった地域でも、図書館から遠い地域では利用率が低い傾向にあります。特に超高齢社会の今日にあっては、生涯を通じた学びを支援し、知る権利を保障するために、交通弱者への資料提供をどのように実現するかが重要です。

### (2) 長浜図書館以外の5図書館の位置づけ、役割や規模が明確ではありません。

第1期計画では、長浜図書館を中央図書館、他の5図書館および3図書室を地域館と位置づけて役割の見直しをしました。長浜図書館の中央図書館化を進め、庶務の一元管理やより身近なサービスの向上に努めました。無駄をなくし、職員の意識改革を進め、事務効率は向上しましたが、市民からは各館の位置づけや役割の違いがわかりにくいのが現状です。中央図書館化が進んだことの効果をすべての市民に実感してもらえるような取組が必要です。

### (3) 評価項目の見直しが必要です。

第1期計画の実施プランでは、評価項目が85項目あるため評価に時間がかかり、次年度に十分生かせない項目もありました。また、長浜図書館移転の過渡期であったため、評価しにくい項目もありました。評価項目を見直し、より実効性のある内容にする必要があります。

### 3. 長浜図書館の移転に伴う利用動向調査の考察

令和元年12月の長浜図書館の移転に伴い、市民の図書館利用がどのように変化したかを見るための利用動向調査を移転前と移転後の2か年にわたり実施しました。

#### 3-1. 調査方法

調査方法	来館者一人ひとりに来館時間を記入したアンケート用紙(大人用と小学生以下用の2種類)を配布し、退館時に回収
調査場所	市内6図書館および木之本・余呉・西浅井図書室
調査日	移転前 令和元年(2019年)6月29日(土)、7月6日(土) 移転後 令和2年(2020年)9月5日(土)、9月12日(土)
回答数	移転前 1,004件(内訳 長浜:366 浅井:146 びわ:187 虎姫:53 湖北:88 高月:164) 移転後 989件(内訳 長浜:496 浅井:100 びわ:150 虎姫:51 湖北:54 高月:138)
調査協力	愛知工業大学工学部建築学科中井研究室(中井孝幸教授)

#### 3-2. 調査結果

##### (1) 長浜図書館移転前の利用動向

6図書館ともに市内のどの地区からも利用者があり、複数の図書館を利用する人もみられました。図書館がある地区内に居住する利用者は、家から近いことが選択理由の一番であるのに対し、図書館がある地区外からの利用者は、蔵書量や関心のある本の充実を求めて複数の図書館を使い分けていることがわかりました。

このことから、利用者が利用する図書館の選択する理由は、距離と蔵書構成にあるといえます。

また、長浜図書館は高齢者の利用割合が高く、徒歩や自転車で来館する地区内に居住する利用者も多いため、利用圏域が狭くなっています。

高月図書館も交通弱者の割合が高いものの高月に隣接する木之本以北の地域からの利用が多いため、6図書館の中では利用圏域が最も広がっていることがわかりました。

##### (2) 長浜図書館移転後の利用動向

長浜図書館の移転後も、長浜図書館がある地区内に居住する利用者の中には、長浜図書館以外の館への利用がみられました。長浜図書館より施設規模や蔵書規模の小さい虎姫図書館や湖北図書館への利用もあったことから、長浜図書館だけに利用が集中しているわけではなく、利用者は市内の図書館を広く利用していることがみえてきました。

このことから、図書館がある各地区内の利用者は、家からの距離が近いなどの交通面、図書館がある地区外からの利用者は、蔵書の充実などの理由で優先的に利用する図書館を選択されている傾向に大きな変化はないことがわかりました。

また、長浜図書館がある地区内に居住する利用者が、長浜地区外の図書館を利用する割合は減少しており、逆に、長浜図書館がある地区以外からの長浜図書館の利用は増加している傾向があります。

長浜図書館が中央図書館機能を有する複合施設として新設されたことにより、長浜図書館に利用が集中することを予想しましたが、長浜図書館に利用が集中し、他館の利用が減るというよりは、長浜図書館の利用が増えながらも地区内や地区外の各館も利用されており、利用者にとって多様な使われ方をしていることがわかりました。

長浜図書館の移転前、移転後の調査結果から、居住地の近くの図書館を利用する人が多いこと、また、目的によって図書館が使い分けられていることがわかりました。

### (3) 長浜図書館の利用傾向

長浜図書館の顕著な変化として、学生の割合が移転前調査と比較して10%程度増加しています。これは、長浜図書館が学習室を備えたながはま文化福祉プラザ内に移転したことから、学習室を利用する学生の割合が高くなったためであり、利用目的も「勉強するため」の項目が高くなりました。

さらに、複合施設内に移転した長浜図書館は環境が大きく変化したことで、「館内が明るく雰囲気がよい」や「集中して調査・学習ができる」といった館内環境に関する項目が前年度に比べて高くなり、館内の空間的な内容によっても図書館を選択する傾向がみられました。

また、複合施設にある長浜図書館では、図書館を他の施設のついでに利用する利用者と図書館のみの利用者を含めると、来館者の90%が図書館を利用していることがわかりました。

## 第4章 基本的な考え方

「ユネスコ公共図書館宣言」(注7)(1949年、1994年改訂)にあるように、公共図書館は、市民があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できる地域の情報センターです。また、個人やグループの生涯学習、独自の意思決定や文化的発展のための手助けをすることは、市民が地域において知識を得る窓口である公共図書館の使命です。

また、「社会教育法」(注8)(昭和24年(1949年))の定めにあるように、市民の生涯を通じての学びを支援することも、社会教育機関としての図書館の重要な役割です。

本市は、伝統的な文化や産業を人から人へ受け継ぎながら、新しいものを取り入れて歴史をつくり、人と人とのつながりやふれあいを大切にしたい、ぬくもりのある地域文化を育んできました。

本市の図書館は、知識や情報を集めておく単なる「館」ではなく、人が人と本をつなぎ、人と人をつなぐ、長浜らしい「ぬくもりがある図書館」であることをなにより大切にしたい、市民一人ひとりの生涯にわたる学ぶ気持ちを支え、市民の暮らしになくてはならない存在でありたいと考えます。また、人と人をつなぐことで、地域と人をつなぐ役割も果たします。

長浜らしさを将来にわたって伝えていく縦系と、地域と人をつなぐ横系が織りなす、人が交流するまちの情報拠点として、まちづくりの一端を担う存在であり続けます。

### 1. 基本理念

市民に責任を持って資料や情報を届けるという図書館本来の使命を果たし、市民の知りたい・学びたいという欲求に的確に応えます。また、人と本、人と人をつなぎ、市民の豊かな「育ち」と実りの多い「暮らし」を支える情報拠点としての役割を果たします。

### 2. 基本方針(めざす姿)

#### ～本と人、人と人がつながる 学びと交流の拠点～

本市の図書館は、市民の知る自由を守り、市民に責任を持って資料や情報を届けるという図書館本来の使命を果たすとともに、図書館に集まる人が交流し、ふれあいや心のつながりを大切にできる場所として、市民に愛され、市民とともに成長する学びと交流の拠点をめざします。

また、人生をより豊かに生きる知恵や本市の過去から現在に至るあらゆる情報を集積し、地域の情報拠点として、市民の知りたい、学びたいという欲求に的確に応えます。

さらに、市民が人類の叡智の結晶である多くの本に触れ、本と出会う楽しさ、新たな知識を得る喜びを感じることができ空間を提供します。

このために、次の3つを基本方針とします。

- ①市民の知る自由を保障し、誰もが等しくサービスを受けることができる図書館
- ②暮らしや仕事、市民活動に役立つ資料を提供し、市民の知的好奇心を高め、地域の活性化を図る図書館
- ③多様化する価値観との出会いの「場」、さまざまな個性との出会いの「場」として、地域の交流と文化の拠点となる図書館

### 3. 基本目標

「めざす姿」の実現に向けて、次の5つを基本目標として取り組みます。

#### 【目標1】市民の役に立つ図書館

そのために、暮らしや仕事、住民活動に役立つ資料・情報を収集し提供します。

#### 【目標2】だれもが利用できる図書館

そのために、安心して利用でき、市内のどこに住んでいても情報を得られるサービス体制を整えます。

#### 【目標3】子どもが本と親しめる図書館

そのために、家庭・地域・学校をつなぎ、子どもが創造性を伸ばし、心豊かに育つための読書活動を広げます。

#### 【目標4】まちの魅力を発信し、地域の文化的な拠点となる図書館

そのために、地域の歴史や文化のつながりを大切に、多様化する価値観との出会いを大切にします。

#### 【目標5】市民とともにつくる図書館

そのために、市民が暮らしの中で得た知識や経験を多様な活動に生かし、それぞれの人が交流し新たな活動につなげられる場を提供します。



#### 4. 重点目標

第Ⅰ期計画の成果と課題を生かし、また、利用動向調査の結果を踏まえながら、本計画ではさらなる図書館サービスの質の向上をめざし、「市民により身近で生活に密着したサービスをきめ細かく提供できる体制を整える」ことを重点目標とします。

そのために、施設・資料・職員の3つの分野に関する取組を推進していきます。

1. 市民の身近に図書館サービスがある体制づくり(施設)
2. 全体規模と各図書館の役割の見直し(資料)
3. 質の高い図書館サービスの継続的な提供(職員)

---

(注7) ユネスコ公共図書館宣言: ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)が、「公共図書館が教育、文化、情報の活力として、また平和を育成し、人間間、国家間の理解を増すための主要な機関である」という所信に基づいて、公共図書館の必要性、その機能、可能性などを述べた公共図書館に関する宣言。

(注8) 社会教育法: 「教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的」として制定された社会教育の基本法。

## 第5章 基本目標の達成に向けた取組

公共図書館の基本的機能は、資料を求めるあらゆる人々に、資料を提供することです。そして、公共図書館は、資料に対するニーズにこたえるだけでなく、丁寧な資料提供を通じて図書館資料に対する市民の要求を高め、さらに市民活動を広げるために活動します。デジタル技術等を活用し、誰もが利用しやすい図書館の実現と事務の効率化を図り、本と人、人と人をつなぐ役割を果たします。

第4章に掲げる「めざす姿」の実現に向けて、5つの基本目標に沿い、市民の役に立ち、誰もが利用でき信頼を寄せる図書館をめざし、サービスの充実に取り組みます。

### 【目標1】市民の役に立つ図書館

#### 《現状と課題》

長浜図書館に資料を集中し、幅の広い蔵書構築を進めています。そうすることで、市民の資料要求に迅速に幅広くこたえること、また、レファレンス(注9)においても、よりきめ細かい調査が可能となりました。資料配送便を増便することで、長浜図書館でまんべんなく収集した資料群が、市内の図書館に迅速に行きわたり、すべての市民に活用されるように取り組んでいます。

一方で、市民の知的好奇心を喚起し、選ぶ楽しみを提供するためには、魅力的な書架作りが欠かせませんが、長浜図書館の移転にあわせて蔵書の移管や選別を現在も進めており、今後各図書館の蔵書構成を見直し、魅力的な書架になるよう、一層の選択と集中が必要です。

また、学習や活動のきっかけとなるような講座や展示などを積極的に行い、資料とつなげることで、生活の幅が広がるような事業の充実に努める必要があります。

レファレンスサービスについても、まだまだ市民の認知度が低く、もっと活用されるための工夫が必要です。現在の主流である紙媒体による調査に加えて、デジタルを活用し、過去の記録から最新情報まで幅広く迅速に入手できるデータベース等を活用できるコンテンツや環境を整えることで、市民の学習活動により貢献することができます。

《重点的に取り組むこと》

- ①長浜図書館では、資料を幅広く収集し、蔵書を充実させます。
- ②各地域館では、暮らしに役立つ日常的・実用的な資料や児童書を中心に収集し提供します。
- ③暮らしに密着した資料のコーナー設置や、知的好奇心を喚起するような棚づくりの工夫をします。
- ④生活の課題を解決するヒントとなり、学習や活動のきっかけとなるような講座や展示を行います。
- ⑤長浜図書館の参考資料や地域資料を充実し、難度の高いレファレンス事例については、主に長浜図書館で調査し回答する体制を整えます。
- ⑥レファレンス事例や回答例のデータ蓄積を進め、活用します。
- ⑦官報や新聞等の電子データベースを活用します。

《成果指標・目標数値》

指標項目		単位	現状値		R9.3の 目標値
			年度	数値	
1	個人貸出冊数	冊	H30	894,543	1,300,000
2	予約・リクエスト年間受付件数	件	H30	153,583	168,000
3	自主講座や展示の年間開催数	回	R1	8	18
4	レファレンス事例のホームページ公開数	件	R1	0	15

## 【目標2】だれもが利用できる図書館

### 《現状と課題》

北部地域では、平成23年(2011年)度からまちづくりセンター等図書室を図書館のサービスポイントとしてサービスの一部を提供してきました。しかし、蔵書の更新があまりされておらず司書もいないため、十分なサービスが提供できているとは言い難い状況です。市の南東部にも図書館から遠い地域があり、子どもや高齢者など、自力で図書館に行くことが困難な人にも図書館のサービスを届けることができる仕組みが必要です。近年、徐々に利用の広がっている電子書籍は、自宅で資料を受け取ることができ、来館が困難な人へのサービスとしても有効です。

また、しょうがいのある人が利用しやすい図書館をめざし、平成24年(2012年)度から音訳ボランティアの養成やデイジー図書(注10)・LLブック(注11)の整備など、計画的に取り組んできました。オーディオブック(注12)は、耳で読書ができるので、視覚や識字にしょうがいのある人にはもちろん、多様なライフスタイルにあわせて学びを支援することが可能です。さまざまな媒体を採り入れながら、誰でも必要な資料に出会えるよう、さらに資料収集・提供体制を整える必要があります。

本市には、ポルトガル語やスペイン語等を母語とする外国人等も多く在住(令和3年(2021年)4月時点:約3,700人、市人口の約3.2%)していますが、日本語が堪能な人ばかりではありません。これらの人々も、長浜市民として読書に親しんだり、簡単に情報を入手したりできる必要がありますが、各母語の資料が十分でなく、また情報を提供する体制も不十分であるため、資料の継続的・体系的な収集を進めると同時に、関係機関との連携を図り、より効果的な支援を進める必要があります。

加えて、来館が困難だけでなく、小さい子ども連れでの利用に際し、貸出手続きや返却処理のために時間や手間がかかったり、子どもが大きな声をだして他の来館者に迷惑がかかることを気にして来館をためらう人もいます。

これらの多様な利用者に対応するためには、職員による手厚いサポートに加えて、利用者カードのカードレス化や貸出・返却の自動化など、手続きが簡便であることも重要です。

誰もが利用しやすい図書館であるためには、それぞれの市民に応じたきめ細かい取組が必要です。

《重点的に取り組むこと》

- ① 図書館から遠い地域に住む人々や交通手段を持たない人に対して、宅配サービス(注13)や移動図書館(注14)の導入など、図書館へ行かなくてもサービスを受けることができる方法を検討します。
- ② 視覚しょうがい、発達しょうがい、肢体不自由等のしょうがいにより視覚による表現の認識が困難な人や、しょうがいの有無にかかわらずすべての市民の読書環境を整備するため、アクセシブルな書籍および電子書籍の充実を図ります。
- ③ 図書館利用にしょうがいのある人の利用を支えるボランティアやパートナーを養成する講座を開催し、人材の育成を図ります。
- ④ 外国語を母語とする人に役立つ資料の収集・提供を進めます。
- ⑤ 高齢者・しょうがい者・子育て世代・外国人など、図書館利用に困難がある人にもきめ細かく資料と情報を届けるため、それらに関わる市の担当課や関連団体と積極的に連携・協力し、図書館サービスの周知と向上を図ります。
- ⑥ 自動貸出機や自動返却機の導入を進め、多言語に対応し、簡便で誰もが使いやすい図書館づくりを進めます。

《成果指標・目標数値》

指標項目		単位	現状値		R9.3 目標値
			年度	数値	
1	実利用者率	%	H30	13.5	20
2	郵送・貸出点数	点	R1	154	160
3	関係課や機関と連携した年間事業数	件	R1	3	5

- 
- (注 9) レファレンス: 参考業務のこと。図書館利用者が学習・研究・調査等のために必要な資料及び情報を求めた場合に、図書館員が図書館の資料と機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結びつける業務。
- (注 10) デイジー図書: Digital Audio-based Information System の略称。特別な圧縮技術により、CD-ROM等のメディアに長時間のデータの格納ができ読みたい見出しやページへのジャンプ機能が充実している。一般のCDプレイヤーでは再生することができず、DAISY形式の録音資料を再生する特殊なプレイヤーまたはパソコン上で動作するソフトウェアが必要。
- (注 11) LLブック: LLは、スウェーデン語の「LattLast」の略で、誰もが読書を楽しめるように工夫して作られた、やさしく読みやすい本のこと。日本語が得意でない人や知的しょうがいのある人をはじめ、一般的な情報提供では理解が難しいさまざまな人にとっても読みやすいように作られている。
- (注 12) オーディオブック: 主に書籍を朗読したものを録音した音声コンテンツの総称。媒体によって、CDブックなどと呼ばれることもある。
- (注 13) 宅配サービス: 希望する資料を図書館が直接もしくは郵送等で自宅まで届けるサービス。
- (注 14) 移動図書館: 図書館を利用しにくい地域の人のために、利用者の近くまで資料と職員が移動し、貸出やレファレンスなどの図書館サービスを提供する仕組み。

### 【目標3】子どもが本と親しめる図書館

#### 《現状と課題》

図書館では、「長浜市子ども読書活動推進計画」(第2次)(平成26年(2014年)3月策定)とそれに続く「長浜市子ども読書活動推進計画」(第3次)(平成30年(2018年)3月策定)に基づき、長浜市の子どもが読書を通じて市の木「けやき」のようにのびのびと育つことをめざして「けやきっ子プロジェクト」(注15)の取組を進めています。子どもの身近に本がある環境整備に努めるとともに、平成26年(2014年)度から小学校・中学校で学校司書(注16)の配置が始まったことを受け、学校図書館の活性化も支援してきました。一方で、園への支援はまだ不十分で、園や保育者が使いやすい仕組みづくりが必要です。また、赤ちゃんから高校生世代まで、途切れない支援が必要ですが、YA(注17)世代といわれる小学校高学年から高校生までの読書離れが深刻であり、有効な対策の検討が必要です。

また、子どもたちがさまざまな場面で本と出会い、本と親しむ機会をつくるために、学校・園、子どもと本をつなぐ大人への支援を通じて、子どもの読書活動を推進する仕組みを考える必要があります。

#### 《重点的に取り組むこと》

- ①「長浜市子ども読書活動推進計画」(第3次)に沿い、乳幼児からおおむね18歳までの子どもを対象に、家庭、地域、学校、関係各課や機関と連携しながら、子どもの読書活動の推進に必要な施策を実施します。
- ②子どもたちの本を活用した学習活動や図書館見学また職場体験等の機会を通じて、生涯にわたる図書館利用の礎を築きます。
- ③学校における読書環境整備や読書活動、また調べ学習を積極的に支援します。
- ④司書教諭(注18)や学校司書の活動を支援し、資料や情報提供を行います。
- ⑤読書環境や読み聞かせ環境の整備など、園への支援を強化します。
- ⑥読み聞かせや図書整理等のボランティア活動を支援するための実践的な講習会や講座を開催し、スキルアップと育成を図ります。
- ⑦YA世代に向けて、本や読書への興味・関心を喚起するような取組を行います。
- ⑧教師や保育者が読書や本についての理解を深められるよう、関係機関が行う研修会等に協力します。

⑨教師や保育者が教育活動や教材研究のために必要とする資料を充実させ、提供します。

《成果指標・目標数値》

指標項目		単位	現状値		R9.3 目標値
			年度	数値	
1	園への団体貸出数	冊	R1	466	600
2	小学4～6年生の1か月間の読書冊数が1冊以下	%	R1	8.8	7.5
3	中学1～3年生の1か月間の読書冊数が1冊以下	%	R1	33.9	15.0
4	13～18歳の利用者への貸出冊数	冊	R1	36,810	50,000

(注15) けやきっ子プロジェクト:市の木「けやき」になぞらえ、読書を通じてすくすくとのびやかに成長する長浜の子どもたちを育てることを目的とした図書館が主体となって行う一連の事業。

(注16) 学校司書:学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。

(注17) YA:Young Adult の略。主に小学校高学年から高校生の子どもをさす。

(注18) 司書教諭:学校図書館の専門的職務を担うために、学級数が合計12学級以上の学校に、この資格を持った教員を充てるとされている。(学校図書館法第5条第1項および附則第二項)



## 【目標4】まちの魅力を発信し、地域の文化的な拠点となる図書館

### 《現状と課題》

本市は、豊かな自然と歴史文化が息づき、伝統的な文化や祭事等が市内各地域に受け継がれています。図書館は、地域の歴史や文化を次世代へ伝えることを重要な責務として、地域に関わる資料の収集と保存に努めてきました。紙媒体はもちろん、貴重資料のデジタル化を進め、市の財産として将来にわたって受け継ぎ、市民に広く公開していく責任があります。

図書館が、地域と人をつなぎ、まちの情報を一体的に収集・提供することは、市民はもちろんのこと、来訪者、そして全国に向けてまちの魅力を発信する拠点として期待されています。市内には、各地に博物館や資料館がありますが、これら施設と図書館が有効に連携して情報を提供する体制は整っていません。「ここへ来れば長浜市のすべてがわかる」と言える地域資料の収集と情報提供の体制整備が必要です。

### 《重点的に取り組むこと》

- ①行政資料や市政情報の体系的な収集を実現するため、市役所各課・機関や関係団体と連携した体制づくりを進めます。
- ②研究者や地域の歴史を知る市民の協力を得ながら収集に努めます。
- ③図書館が所蔵する地域の貴重資料のデジタルアーカイブ<sup>(注19)</sup>化を推進します。
- ④地域の歴史や民俗に関する専門的なレファレンスに対応したり、歴史的資料を網羅的に整備したりするため、市内の博物館や資料館等と連携して収集・保存・活用・提供を進めます。
- ⑤博物館や資料館の企画行事と関連付けた資料提供や展示を行います。

### 《成果指標・目標数値》

指標項目		単位	現状値		R9.3 目標値
			年度	数値	
1	デジタルアーカイブ資料数	点	R1	0	5
2	博物館や資料館と連携した年間事業数	回	R1	1	3

(注19) デジタルアーカイブ：博物館・美術館・公文書館や図書館の収蔵品を始め有形・無形の文化資源(文化資料・文化的財産)等をデジタル化して記録保存を行うこと。

## 【目標5】市民とともにつくる図書館

### 《現状と課題》

図書館では、これまでから市民とともに企画・運営する事業などを開催してきました。また、積極的に市民ボランティアを募り、受け入れてきました。これは、活動する場を提供するとともに、市民が図書館を知り親しみを持つことで、図書館と一緒に創っていきたいと考えてきたからです。市民の声が図書館をより有意義な機関に育て、図書館の可能性を広げます。そのためには、市民の声をしっかりと聴き、一緒に考えることのできる司書の存在が欠かせません。

長浜図書館の複合化に伴い、市民の作品や活動発表の場を提供することで、多様な価値観との出会いや市民相互の交流が生まれてきました。今後も積極的に、市民と市民をつなぐことで、生涯学習活動をさらに活発化させる役割を担うことが求められます。

### 《重点的に取り組むこと》

- ①市民の協力を得て事業を開催したり、市民の主催事業を図書館が支援したりして、市民の図書館運営への参画を促進します。
- ②図書館を拠点として活動するボランティアが継続し安定して活動できるように支援します。
- ③図書館のサービスを検証し、意見を述べる機関として図書館協議会を活用し、図書館サービスの向上につなげます。
- ④利用者や未利用者から図書館サービスについての意見を聴く機会を設け、サービスの向上に反映させます。
- ⑤個人や団体が、作品を展示したり活動を発表したりできる市民の交流の場を提供します。
- ⑥市民に信頼され、司書の顔が見える関係を築きます。

### 《成果指標・目標数値》

指標項目		単位	現状値		R9.3 目標値
			年度	数値	
1	市民との協働事業の年間開催数	回	R1	0	3
2	登録ボランティア数	人	R1	41	50
3	市民の展示や活動発表の場の年間提供数	回	R1	1	6

## 第6章 重点目標の達成に向けた取組

本計画の重点目標として、市民により身近で生活に密着したサービスをきめ細かく提供できる体制を整えます。第1期計画で、計画的に展開してきた図書館サービスが、さらにすべての市民に実感してもらえよう網羅性を高めると同時に、長浜図書館以外の5図書館の位置づけを明確にし、今日的な課題に的確かつ迅速に対応できるような体制づくりを進めます。

また、デジタル化の推進により提供する資料の媒体を多様化し、将来にわたる資料の保存と提供を可能にします。資料だけでなく、手続きや作業もデジタル化を進めることで、誰もがどこにいても、より気軽に図書館サービスが受けられるようにします。

デジタル化の推進とともに、支援が必要な人へもきめ細かい対応が丁寧に行えるように、職員の資質をさらに向上させます。

### 1. 市民の身近に図書館サービスがある体制づくり

#### 《現状と課題》

第3章でも述べたとおり、北部地域にもサービスポイントを設け、市内全域で図書館サービスを提供できるようになったものの、遠隔地の市民、高齢者や子どもなど、自力で来館することが困難な人はまだまだ多く、網羅しているとはいえません。また、実利用者率も減少傾向にあります。すべての市民の知る権利を確実に保障し、生涯学習を支えるためには、図書館利用のすそ野を広げる必要があります。

中央図書館機能を持つ長浜図書館の新設により、長浜図書館に利用が集中すると予想されましたが、利用動向調査から明らかになったように、日常的には家から近い図書館が選ばれており、身近にサービスポイントがあることの重要性がわかりました。調べものや学習、蔵書の充実など、目的によって図書館の使い分けがなされていることから、小さくても、もっと、市民の身近に図書館サービスを受け取ることができるポイントが必要です。第1期計画でも、均衡あるサービス提供のための新しい体制づくりに取り組んできましたが、既存の図書館施設の活用を図るだけでは、対象や内容に限りがあります。既存の図書館は、合併以前の各自治体における住民サービスを考えてつくられた施設であるため、長浜市全体でみると、位置や規模に偏りがあり、第1期計画で取り組んできた中央図書館および地域館体制では、一定の成果は得られたものの、きめ細かいサービスの提供には限界があります。中央図書館を要とする体制となり、集約され

た資料や職員力をすべての市民に実感してもらうために、既存の図書館だけによらないサービスの提供方法を新しく構築することが必要です。

なお、蔵書冊数の規模に見合う施設の有効活用については、「長浜市公共施設等総合管理計画」および「長浜市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」の更新時（令和6年度）に合わせて、必要に応じて検討することとします。

### 《取組》

#### ①市内全域で同じサービスを受けられる仕組みを構築します

高齢者や子どもなど自力で図書館に行くことが困難な人にも図書館サービスを届けるサービスポイントを設置します。サービスポイントは、市民の生活動線上に設け、身近で使いやすく、規模は小さいながらも本を選ぶ楽しみがあります。また、中央図書館の資料やサービスを受け取ることのできる窓口でもあります。

#### ②移動図書館の導入を検討します

自力で図書館に行くことが難しい人に図書館サービスを届けるためには、移動図書館が有効です。市内の図書館の用途別・目的別の使い分けがなされていることから、対象者の興味に添った暮らしに身近で読書の楽しみが感受できるような資料が日常的に利用できることが重要です。合併前の旧高月町で移動図書館車まつりか号を運行していたものの、市内のそれ以外の地域で運行事例がないことから、場所や頻度など十分精査する必要があります。図書館以外の既存の施設の活用なども並行して模索しながら、各地域の実情にあった方法で図書館サービスが提供できるよう検討します。

### 《成果指標・目標数値》

指標項目		単位	現状値		R9.3 目標値
			年度	数値	
I	サービスポイント数	点	R1	3	5

※移動図書館の導入について、調査研究、適宜協議を進めます。

## 2. 全体規模と各図書館の役割の見直し

### 《現状と課題》

長浜図書館の移転にあわせ、長浜図書館に中央図書館機能を持たせ、他の5図書館を地域館として体制を整備してきました。長浜図書館に資料を集中させることで蔵書構成に厚みを持たせ、より専門的な調べものにも対応できるようにしました。同時に、市内の資料配送便を増便し、長浜図書館の豊富な資料を迅速に各図書館と図書室に届けられるようにもしました。長浜図書館以外の各図書館は、生活に密着した身近な資料に蔵書構成の見直しを進めており、地域の住民に親しみやすい図書館づくりをしてきました。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、利用の落ち込んだ時期もありましたが、長浜図書館移転前と大きく変わらない利用があります。新型コロナウイルス感染拡大防止のために臨時休館した際には、「こんなときだからこそ近くの図書館を開けてほしい」という要望もあり、身近で気軽に利用できる図書館が求められています。

一方で、中央図書館機能を持つ長浜図書館が新設されたことで、目的によって図書館を使い分けている人もいます。専門的な調べものができる、日常的な利用ができる、予約本を受け取ることができるなど、利用者がより使い分けしやすいように、館やサービスポイントごとにサービス内容に特徴を持たせメリハリをつける必要があります。

また、長浜図書館以外の館やサービスポイントでは、コンパクトで資料や情報が探しやすい、魅力的な書架づくりを進めることも必要です。

これらのことを実現するためには、本市の人口や広い市域を有する地理的条件及び管理効率を考え、全体のバランスをみながら進めることが重要です。

### 《取組》

#### ①全体の規模を明確にします。

本市の図書館の蔵書は、合併以前にそれぞれの市町が収集していた資料の集合体であるため、結果的に複本<sup>(注20)</sup>が多い状況が続いています。徐々に整理を進めていますが、図書館は、最新の情報を資料として提供するとともに、過去の情報を蓄積し知識として提供することも重要な役割の一つであることから、これまでも保存に力を入れてきており、整理状況は十分とはいえません。

「公立図書館の任務と目標」<sup>(注21)</sup>（平成元年（1989年）1月、平成16年（2004年）3月改訂 日本図書館協会公表）の数値基準や「貸出密度上位の公立図書館整備状況」<sup>(注22)</sup>（日本図書館協会調べ）から算出すると、本市の蔵書規模は、約60万冊が適当であるといえます。合併の経緯から存続している過重の重複資料の整理を加速し、適正な資料で構成される魅力的で探しやすい棚づくりを実現します。

## ②各図書館の役割と蔵書内容を見直します

### ・長浜図書館の役割

長浜図書館を中央図書館とし、資料を網羅的に収集・提供します。市内すべての図書館サービスの要であり、各地域におけるきめ細かいサービスをバックアップします。中央図書館には資料と職員を集約することで、より専門性を高め、市民の多様な知的要求にこたえます。また、事業の企画や庶務、全館の管理運営を一括して処理し、事務の効率化を図ります。

### ・高月図書館の役割

高月図書館を北部サービスの拠点館とします。南北に長い本市で、特に図書館サービスが十分でなかった北部地域での利用のすそ野を広げる役割を果たします。中央図書館の資料を提供する窓口であるだけでなく、長浜図書館の半分程度の資料と司書を有し、一般的な調べものに対応できる規模とします。

### ・地域館の役割

浅井・びわ・虎姫・湖北の各図書館を地域館と位置づけます。暮らしや生活に身近な資料が揃い、読書相談に応じることのできる司書を配置することで、日常的な読書支援を行います。地域館は、中央図書館の資料を提供する窓口であり、レファレンスやリクエストを受け付け、提供します。施設の有効活用を図り、相乗効果が見込め、効率的な運営ができるように、複合化・多機能化を進めます。

### ・サービスポイントの役割

市民の最も身近にある図書館サービスを提供する場所です。規模は小さくても本を選ぶ楽しみがあり、生涯にわたる学習や読書活動を支援します。自力で図書館に行くことが困難な人にも、気軽に本を読む楽しみを提供します。また、中央図書館の資料を受け取ることができ、レファレンスやリクエストの受付と提供をします。第6章1-②で記したように、サービスポイントは既存の施設にこだわらず、移動図書館もサービスポイントの一つと位置づけ、各地域の実情にあった方法で図書館サービスが提供できるようにし、市内のどこに住んでいても高齢者や子どもも利用しやすい環境や手段を整備します。

実際の各館の役割や規模の見直しの際は、長浜市図書館協議会等にはかり、さまざまな意見を聴きながら進めます。

【各館の規模の目安】

位置づけ		蔵書冊数 (万冊)	備考
中央図書館	長浜	約30	
北部の拠点館	高月	約12	
地域館	浅井	約5	既存の図書館施設を活用する場合、複合化・多機能化を含む冊数規模に見合う効率的な運営を図る
	びわ	約5	
	虎姫	約3	
	湖北	約3	
サービスポイント		各約0.3	高齢者・子どもなど対象に合った資料を中心に揃える

《成果指標・目標数値》

指標項目		単位	現状値		R9.3 目標値
			年度	数値	
1	蔵書更新率	%	H29	5.6	7.7

※H30 および H31 年度は、長浜図書館移転に合わせ資料の移動を大量に行ったため、それ以前の H29 年度を基準値としました。

(注20) 複本: 同一タイトルの資料が複数あること

(注21) 公立図書館の任務と目標: 公立図書館が、それぞれの地域や職域において、図書館サービス計画策定の立案に資するため、図書館が果たすべき役割と目標を明確にしたもの。

(注22) 貸出密度上位の公立図書館整備状況: 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成12年12月生涯学習審議会図書館専門委員会)で、地方公共団体が「指標」及び「数値目標」を設定する際の参考となるよう、全国の市町村のうち各人口段階で貸出密度(住民一人あたりの貸出資料数)上位10%の市町村の平均数値を算出したもの。

### 3. 質の高い図書館サービスの継続的な提供

#### 《現状と課題》

図書館の管理運営は、市民の求める資料・情報を提供するという役割について責任を持って継続的に行うことが大切であり、効果と効率を図りつつ、その時代に応じた市民のニーズにこたえられる柔軟さが求められます。

広い市域で、将来にわたってきめ細かいサービスを提供するためには、地域の課題やニーズを丁寧にすくい上げ、フィードバックしていくことや、多様化する資料に精通し、本市の知の拠点としての財産である資料群を構築していくことのできる、高いスキルを持った専門職員集団が必要です。また、多様化する図書館サービスをさまざまな方法で広く市民に知らせ、必要な人に必要な情報がきちんと届き、利用のすそ野を広げていくことが必要です。

さらに、子どもの読書活動を推進し、誰もが利用できるサービス体制をつくっていくためには、教育委員会や関係機関との連携、また、草の根で活動する市民と関わりをもちながら進めることが重要です。将来にわたって、本市がめざす図書館の姿を実現するために、職員の質の向上とあわせ、市民協働の視点や長期的な視野に立ち、本市に最もふさわしく効果的な運営方法を検討することが必要です。

#### 《取組》

##### ①職員の資質向上を図ります

継続的に質の高いサービスを提供するためには、高度な専門性を持つ司書の存在が欠かせません。司書の育成を図り、常に専門スキルを向上させるため、研修の体制を整えます。

##### ②管理運営体制を最適化します

社会の変化が激しさを増す現代においては、関係機関との連携を深め市民と協働しながら、将来にわたって継続的に安定して市内の隅々まで質の高い図書館サービスを行き渡らせる必要があるため、図書館は市が直接運営します。中央図書館が要となり、図書館サービスの充実を図っていくと同時に、作業の外部委託及び地域館の複合化や多機能化など、時勢に応じたより効果的で効率的な管理運営体制を推進します。

##### ③図書館の発信力を強化します

多様化する図書館サービスを市民に知らせ、利用の手助けをすることで、すべての人が必要な情報にたどり着けるようにします。



さらに、図書館の貴重な資源である【資料・施設・人】の魅力について広く市民に知ってもらうために、事業内容や所有する資料について、市広報やホームページその他の媒体を活用して、積極的かつ丁寧に情報発信を行います。

《成果指標・目標数値》

指標項目		単位	現状値		R9.3 目標値
			年度	数値	
1	専門研修の年間受講者のべ人数	人	R1	15	20
2	報道機関への年間情報提供数	件	R2	45	50

## 第7章 成果指標の設定と評価

---

めざす図書館の姿の実現に向け、成果指標と数値目標を設定し、成果指標の達成状況に基づく検証を行います。達成状況は、成果の自己点検・評価を行うとともに、図書館協議会による点検・評価を行った後、結果を市民に公表します。

同時に、PDCA サイクル<sup>(注23)</sup>に基づく進行管理により、サービスや運営の改善に結びつけ、より効果的で効率的にサービスが提供できるよう、年次計画等に反映させます。

---

(注23) PDCAサイクル: Plan (計画)・Do (実行)・Check (評価)・Action (改善) をくり返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと。

## 資料

---

1. 協議機関
2. 策定の経緯
3. ユネスコ公共図書館宣言
4. 図書館の自由に関する宣言

## 1. 協議機関

### (1) 令和3年(2021年)度長浜市図書館基本計画(第2期)策定にかかる懇談会

	氏名	区分	備考
会長	塩見 昇	学識経験者	大阪教育大学名誉教授 日本図書館協会元理事長
副会長	小西 光代	社会教育関係者	元タウン誌編集者
委員	國松 完二	学識経験者	京都橘大学教授 滋賀県立図書館前館長
委員	平井 むつみ	学識経験者	滋賀文教短期大学教授 同大学図書館前館長
委員	阿閉 正美	社会教育関係者	図書館音訳ボランティア
委員	藤居 みよし	社会教育関係者	社会教育委員
委員	川瀬 寛子	家庭教育関係者	家庭教育推進協議会委員
委員	小川 淳三	学校教育関係者	中学校代表
委員	藤田 浩行	学校教育関係者	小学校代表
委員	内藤 悦子	学校教育関係者	保・幼・認定こども園代表

(2) 令和3年(2021年)度庁内関係課検討会議

	所属	氏名	職名(兼務)
1	政策デザイン課	山崎 悠司	企画経営戦略係長
2	人事課	今田 元宏	課長代理
3	財政課財産活用政策室	内藤 長人	副参事(財産活用推進係長)
4	市民活躍課	北村 直樹	協働推進係長
5	教育指導課	成田 隆史	課長代理
6	幼児課	富永 裕子	参事(課長代理)
7	北部振興局まちづくり推進課	草野 聡	副参事(北部振興係長)
8	生涯学習文化課	川村 裕彦	副参事(生涯学習係長)
9	生涯学習文化課	森 佐江子	課長代理(長浜図書館副館長)

## 2. 策定の経緯

令和元年 (2019年) 4月	第2期計画策定着手 庁内関係課検討会議メンバー選出 策定にかかる懇談会委員委嘱任命
5月	教育委員会 着手報告 総務教育常任委員会 着手報告
6月	第1回 庁内関係課検討会議 第1回 策定にかかる懇談会 長浜図書館移転前利用動向調査
12月	第2回 庁内関係課検討会議 第2回 策定にかかる懇談会
令和2年 (2020年) 9月	長浜図書館移転後利用動向調査
11月	第3回 庁内関係課検討会議 第3回 策定にかかる懇談会(書面開催)
令和3年 (2021年) 1月	第4回 庁内関係課検討会議
2月	教育委員会委員協議会 経過報告
3月	総務教育常任委員会 経過報告 第4回 策定にかかる懇談会
4月	第5回 庁内関係課検討会議
5月	教育委員会委員協議会 中間報告
6月	総務教育常任委員会 中間報告
7月	庁内意見照会
8月	パブリックコメント
10月	第6回 庁内関係課検討会議
10月	第5回 策定にかかる懇談会
11月	教育委員会委員協議会 最終案報告
12月	総務教育常任委員会 最終案報告
12月	策定

### 3. ユネスコ公共図書館宣言

ユネスコ公共図書館宣言 1994年  
UNESCO Public Library Manifesto  
1994

1994年11月採択  
原文は英語

社会と個人の自由、繁栄および発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

#### 公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ(マイノリティ)、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。蔵書とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応できるものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現今の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

蔵書およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

## 公共図書館の使命

情報、識字、教育および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

1. 幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
2. あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支援する。
3. 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
4. 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
5. 文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
6. あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるようにする。
7. 異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
8. 口述による伝承を援助する。
9. 市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
10. 地域の企業、協会および利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
11. 容易に情報を検索し、コンピューターを駆使できるような技能の発達を促す。
12. あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。

## 財政、法令、ネットワーク

\* 公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。

\* 図書館の全国的な調整および協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令および政策によって規定され、かつ推進されなければならない。

\* 公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、地域の図書館、学術研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。



## 運営と管理

- \* 地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。
- \* 関連のある協力者、たとえば利用者グループおよびその他の専門職との地方、地域、全国および国際的な段階での協力が確保されなければならない。
- \* 地域社会のすべての人々がサービスを実際に利用できなければならない。それには適切な場所につくられた図書館の建物、読書および勉学のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と利用者に都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。
- \* 図書館サービスは、農村や都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。
- \* 図書館員は利用者と資料源との積極的な仲介者である。適切なサービスを確実にを行うために、図書館員の専門教育と継続教育は欠くことができない。
- \* 利用者がすべての資料源から利益を得ることができるよう、アウトリーチおよび利用者教育の計画が実施されなければならない。

## 宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言に表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

\* \* \*

この宣言は、国際図書館連盟(IFLA)の協力のもとに起草された。

#### 4. 図書館の自由に関する宣言

##### 図書館の自由に関する宣言(1979年改訂・主文)

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

第3 図書館は利用者の秘密を守る。

第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

社団法人 日本図書館協会

## 長浜市図書館基本計画(第2期)

発行／令和3年12月

発行者／長浜市

事務局／長浜市市民協働部生涯学習文化課

長浜市立長浜図書館

〒526-0037 滋賀県長浜市高田町12-34

(さざなみタウン ながはま文化福祉プラザ内)

TEL 0749-63-2122

FAX 0749-65-3288

MAIL [tosyokan@city.nagahama.lg.jp](mailto:tosyokan@city.nagahama.lg.jp)